

別表第 1（第 5 条関係）

時間区分 名称		① 午前 8 時 30 分 から午後 1 時まで	② 午後 1 時から 午後 5 時まで	③ 午後 5 時から 午後 9 時まで
会議室		1, 100円	1, 100円	1, 320円
研修室	全室	1, 100円	1, 100円	1, 320円
	1	550円	550円	660円
	2	550円	550円	660円
教養文化室	全室	1, 100円	1, 100円	1, 320円
	1	550円	550円	660円
	2	550円	550円	660円

備考

- 1 午前 8 時 30 分から午後 5 時までの使用の場合の使用料は、時間区分①及び②の合計額。午後 1 時から午後 9 時までの使用の場合の使用料は、時間区分②及び③の合計額。午前 8 時 30 分から午後 9 時までの使用の場合の使用料は、時間区分①、②及び③の合計額とする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合の使用料は、当該使用料に 2 分の 1 に相当する額を加算する。
- 3 営利又はその類似行為を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の 3 倍に相当する額とする。
- 4 使用時間を超えた場合の使用料は、1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）につき、当該使用料の 1 時間相当額を割増徴収する。
- 5 使用料については、消費税を含む。
- 6 使用料の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第 2（第 5 条関係）

名称	区分	照明使用なし	照明使用あり
体育室兼多目的ホール	市内	1 時間当たり 100円	1 時間当たり 250円
	市外	1 時間当たり 300円	1 時間当たり 750円

備考

- 1 営利又はその類似行為を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の 3 倍に相当する額とする。
- 2 使用時間を超え、又は繰り上げて使用するとき、使用する時間ごとに許可を受けた使用時間に係る使用料金の 1 時間分に相当する額を加算するものとする。1 時間未満の場合であっても 1 時間分に相当する額を加算するものとする。
- 3 一部を占有して使用する場合の使用料は、当該使用料の 2 分の 1 に相当する額とする。
- 4 区分中「市内」とあるのは市民等（市内在住、在勤若しくは在学する者又は市内の事業所をいう。以下同じ。）の使用に供する場合の使用料、「市外」とあるのは市民等以外の使用に供する場合の使用料をいう。
- 5 使用料については、消費税を含む。
- 6 使用料の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。